

浜田河川国道事務所からの
お知らせ

2020年（令和2年）11月24日

通行制限情報

資料提供先：江津記者クラブ、
浜田記者クラブ



はまだ にしむら

浜田市西村町地内 通行規制のお知らせ

～横断歩道橋の補修工事に伴って車道の高さ制限を行います～

島根県浜田市西村町地内 西村横断歩道橋の老朽化による補修工事を行うため、工事用足場を設置します。これに伴い、西村横断歩道橋下の一般国道9号において、「高さ4.1m以下」の車道高さ制限による通行規制を実施します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

○規制場所：一般国道9号（島根県浜田市西村町 西村横断歩道橋下）

○規制内容：車道高さ「4.1m以下」制限

○規制期間：令和2年11月30日（月）朝9時から
令和2年12月18日（金）夜24時までの終日制限

○迂回路：E9山陰道（浜田・三隅道路）をご利用ください。
（詳細については別紙参照。）

※期間については、天候・作業状況により変更となる場合があります。

※場所の詳細図は、別紙をご確認ください。

※工事内容により、昼間車線規制を行う場合があります。

問い合わせ先

国土交通省	中国地方整備局	浜田河川国道事務所	
	副所長（道路）	平西 邦裕	
【担当】	道路管理課長	山本 和正	TEL0855-22-2480（代表）
	浜田国道維持出張所長	石川 卓郎	TEL0855-27-1133（代表）
【広報担当】	調査設計課長	杉原 義和	TEL0855-22-2480（代表）

浜田河川国道事務所ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

期間：令和2年11月30日朝9時から
令和2年12月18日夜24時まで終日

※期間については、天候・作業状況により変更する場合があります。

場所：一般国道9号島根県浜田市西村町
西村横断歩道橋下の車道
制限内容：車道の高さ「4.1m以下」制限
理由：歩道橋の老朽化に伴い補修工事のため

拡大図



詳細図



西村横断歩道橋
高さ制限
「4.1m以下」

石見三隅 I C
交差点

至 益田

高さ制限箇所

迂回路



国道9号 西村横断歩道橋

高さ制限
4.1m以下

⊗: 高さ制限箇所
—: 迂回路

<問い合わせ先> 国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所
〒697-0034 島根県浜田市相生町3973 ☎(0855)22-2480(代表)
最新の規制に関するHP <http://www.cgr.mlit.go.jp/road/>

道路の異状を発見したら...
道路緊急ダイヤル (無料) 緊急通報 #9910